

会 務 月 報

第389号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成27年5月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成27年5月27日（水）
13:30～15:55
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数13名、定足数7名、出席者数12名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 宮原克平、富岡 學、佐野吉彦、田畑光三、
朝岡市郎、井上精二
専務理事 高津充良
常任理事 栗原憲昭、佐々木宏幸、仲元典允、
山本康一郎
事 務 局 前田敏明事務局局長兼総務課長、鈴木雅之、広
報企画担当課長、千浜民子業務課長、
市川貴之教育・情報担当課長
欠席者 遠藤正幸常任理事
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、朝岡市郎副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、朝岡市郎副会長
7. 議 事
(1) 協議事項
1) 平成27年度建築士事務所キャンペーンの実施について

栗原広報・渉外委員長より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

基本的な部分は昨年度と同様に実施する内容であり、本年10月、11月を中心に開催する。キャンペーン事業の全国共通テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会」とし、サブタイトルは各単位会が実情に応じて設定するものとする。単位会への支援として、3種類のパフレットを配付資料として提供する。

協議の結果、資料1の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成27年度共同要望運動の実施について

栗原広報・渉外委員長より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度共同要望項目は、昨年同様以下の4項目とするが、本年6月25日に施行される改正建築士法及び平成26年6月に施行された公共工事品確法に規定された趣旨または条文を、適用される項目の説明にそれぞれ追加した。

①建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、業務報酬基準に準拠した契約をすること

②建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、価格以外の要素を考慮すること

③建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること

④建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること
なお、単位会が独自の要望項目を追加することは可とするが、上記4項目の変更は不可とする。

また、日事連が要望書の印刷物と電子データ（PDF）を作成し、単位会の希望に応じて送付する予定である。

協議の結果、資料2の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 平成27年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

これは通常理事会が年4回開催のため、事業実施の承認等が間に合わない場合に備え、あらかじめ常任理事会への委任事項を明確にするものである。

協議の結果、資料3の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

4) 第63回定時総会議案について

①平成26年度事業報告について

事務局より、資料4-1及び資料4-2のうち第1号議案に該当する平成26年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務及び対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月20日の監査会を経たものである。

②平成26年度決算について

事務局より、資料4-1及び資料4-2のうち第2号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成26年度決算案について説明がなされた。なお、この内容は5月15日の公認会計士による監査及び5月20日の監査会を経たものである。

③理事の補欠選任について

事務局より、資料4-3によって第3号議案に該当する理事の補欠選任について、説明がなされた。

協議の結果、3つの議案とも原案を了承し、資料4-1～3を6月通常理事会に提案することを決めた。

5) 公益目的支出計画の実施状況について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成25年4月1日に一般社団法人へ移行する際に、公益目的財産額4億8千万円余が確定していたが、平成25年度に公益・継続事業に1億3千万円余、平成26年度に9千万円余支出し、平成26年度末の公益目的財産額が2億5千万円余となった。

協議の結果、資料5の原案を了承し、6月通常理事会に

提案することを決めた。

6) 会員増強単位会表彰について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で、平成26年度の会員増加の著しかった東京会、石川会及び鹿児島会を表彰対象とした。

なお、表彰は10月の全国大会で行う予定である。

協議の結果、原案を了承し、資料6を6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第63回定時総会等のスケジュール及び運営について

事務局より、6月18日に銀座東武ホテルで行われる第63回定時総会及び第123回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について、資料7によって説明がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。

協議の結果、原案を了承し、資料7を6月通常理事会に提案することを決めた。

8) 6月通常理事会の議題等について

事務局より、資料8によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料8を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 改正建築士法の施行に向けた取り組みについて

大内会長及び専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

①改正建築士法の施行により、新たに延べ面積300㎡を超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理について、書面による契約締結が義務化され法定事項の記載が必要になるため、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（事務局：日事連）において、従来の契約書を同法の規定に対応させた書式に改正した。また、かねてより要望の多い戸建住宅等の小規模建築物向けの設計・監理契約書類を新たに発行した。

②士会連及びJ I Aとの共催で、改正建築士法を周知するために、5月1日から6月にかけて全国の単位会及び単位士会を主管として講習会を実施する。士法の内容に加え、建築士事務所の日常業務における書面契約の方法、契約書式、契約書の記載方法等書面による契約の義務化への対応を具体的に解説する。

③法改正の趣旨・内容の周知については、名刺・封筒への印刷、ポスターの構成員事務所等への配布、専用ホームページの設置、住宅関連雑誌等への記事掲載依頼及び官公庁等への業務報酬基準に準拠した契約締結の徹底に関する共同要望に取り組んでいる。

④建築設計議員連盟の盛山正仁事務局次長が、今般の改正建築士法に関する解説書を書かれることになり、団体で500部程度購入してほしいとの要請があった。勉強会の座長を務めていただく等、大変お世話になったので購入することとしたい。

2) 平成28・29年度役員候補者の推薦手順と選任方法の検討について

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年12月の建築士事務所協会全国会長会議では、外部理事を減らし、減らした分内部理事を増やした方がよいとの意見があった。日事連が外部理事を置くこととしたのは、平成8年に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」により、「理事の内、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること」とされたことがきっかけだが、その後の公益法人制度改革により、この縛りは無くなった。しかし、外部理事を減らすことについては、当時の常任理事会等で議論し、法定団体であること及び弁護士や学識経験者等、外部の専門家の意見を聞くことも大事であり、一定の外部理事は必要との意見が多数を占め、外部理事数については継続してきた。また、外部理事は、東京の方を中心に選任しているが、内部理事を増やすと全国から選任され、会議開催の旅費の増大及び

常任理事会の屋上屋を重ねるようなことが懸念される。

総務・財務委員会で、委員から各ブロック等で説明し、議論してもらうこととしている。

3) 耐震診断及び耐震改修に係る業務報酬基準について

専務理事より、資料11により次の趣旨の説明がなされた。

国交省は、耐震診断と耐震改修設計の業務報酬基準「告示第670号」を、5月25日に公布・施行した。建築士事務所がこれらの業務を受託する際の標準業務の報酬額を例示したもので、各経費の相当額を個別に積み上げる実費加算方法の他、業務人・時間数に人件費を乗じて直接人件費を算出する略算方法及び床面積と構造に応じた略算表による方法が掲載されている。

4) 会員・構成員異動報告

平成27年2月末、3月末及び4月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料12のとおり。

平成27年2月28日現在 正会員46団体、構成員

14,945事務所、賛助会員3社

平成27年3月31日現在 正会員46団体、構成員

14,857事務所、賛助会員3社

平成27年4月30日現在 正会員46団体、構成員

14,853事務所、賛助会員3社

5) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料13により報告がなされた。

6) 経過報告について、事務局より資料14により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成27年度建築士事務所キャンペーンの実施について

資料2：平成27年度共同要望運動の実施について

資料3：平成27年度理事会より常任理事会に委任する事項

資料4-1：第63回定時総会議案書

資料4-2：第63回定時総会議案説明書

資料4-3：理事の補欠選任について

資料5：公益目的支出計画の実施状況

資料6：平成26年度構成員増減他

資料7：第63回定時総会及び第123回建築士事務所協会全

国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料8：平成27年6月通常理事会開催通知

資料9：改正建築士法の施行に向けた取組みについて

資料10：平成26・27年度の役員候補者の推薦手順と選任方

法の申し合わせ事項他

資料11：国土交通省告示第670号掲載官報他

資料12：会員・構成員異動報告書

資料13：後援・協賛名義使用の件

資料14：経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

8月17日 テレビ会議等検討WG

8月27日 基本問題検討特別委員会

8月28日 四会建築設計・監理等業務及び工事請負業務
の契約書類対応WG

8月28日 建築士事務所の執務環境整備WG

9月 1日 既存住宅の活用に係わるWG

9月 3日 常任理事会

9月 8日 業務・技術委員会

9月 9日 広報・渉外委員会

9月10日 構造技術専門委員会

■平成27年7月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成27年7月1日～7月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,028		4,603	22.3%	239		23.2%
青 森	175		973	18.0%	35		20.0%
岩 手	276		1,063	26.0%	63		22.8%
宮 城	366		2,150	17.0%	77		21.0%
秋 田	147		1,103	13.3%	42		28.6%
山 形	177		1,230	14.4%	53		29.9%
福 島	227		1,665	13.6%	63		27.8%
茨 城	490		2,162	22.7%	145	+ 2	29.6%
栃 木	172	- 2	1,437	12.0%	88	+ 1	51.2%
群 馬	185		1,834	10.1%	91		49.2%
埼 玉	512	- 1	5,124	10.0%	116	+ 1	22.7%
千 葉	427	- 1	3,583	11.9%	117		27.4%
東 京	1,535		15,659	9.8%	496	+ 4	32.3%
神奈川	762	+ 1	6,341	12.0%	191	+ 2	25.1%
新 潟	330	+ 1	2,432	13.6%	125		37.9%
長 野	448		2,261	19.8%	122	+ 1	27.2%
山 梨	106		863	12.3%	11		10.4%
富 山	308	- 1	1,291	23.9%	59		19.2%
石 川	290	- 1	1,337	21.7%	53	+ 1	18.3%
福 井	237	+ 1	1,005	23.6%	55		23.2%
静 岡	459		3,319	13.8%	134	+ 1	29.2%
愛 知	556		5,228	10.6%	127		22.8%
三 重	190	+ 1	1,319	14.4%	68		35.8%
滋 賀	182		1,216	15.0%	34		18.7%
京 都	325	+ 2	2,265	14.3%	89		27.4%
大 阪	806	+ 1	6,663	12.1%	179		22.2%
兵 庫	432		3,754	11.5%	110		25.5%
奈 良	112		977	11.5%	25	+ 1	22.3%
和歌山	118	- 2	801	14.7%	25		21.2%
鳥 取	95		513	18.5%	46		48.4%
島 根	134		707	19.0%	70		52.2%
岡 山	402		1,566	25.7%	65		16.2%
広 島	342	- 1	2,445	14.0%	125	+ 2	36.5%
山 口	112	+ 3	1,129	9.9%	37		33.0%
徳 島	96	- 1	896	10.7%	14		14.6%
香 川	104		1,143	9.1%	17		16.3%
愛 媛	153	+ 1	1,229	12.4%	35		22.9%
高 知	142		665	21.4%	24		16.9%
福 岡	467	- 3	3,822	12.2%	151		32.3%
佐 賀	177		633	28.0%	33		18.6%
長 崎	252	- 1	880	28.6%	43		17.1%
熊 本	217		1,382	15.7%	94		43.3%
大 分	148		961	15.4%	39		26.4%
宮 崎	120	- 1	1,105	10.9%	55		45.8%
鹿児島	317		1,355	23.4%	82		25.9%
沖 縄	202		1,299	15.6%	57		28.2%
計	14,858	- 4	105,388	14.1%	4,019	+ 16	27.0%

※建築士事務所登録数は平成27年3月末日現在の数字である。